

## 小田原市役所からのお知らせ

この度の被災に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

台風 19 号において被災された方々に生活復旧支援のための情報をお知らせいたしますので、詳しくはそれぞれの担当課へご相談ください。また、該当する項目の「□欄」にレ印を付けると手続きの漏れがなくなりますので、確認のためご利用ください。

皆様が一日も早く普段の生活を取り戻されることをお祈りいたします。

- 1 被災証明書・被災届出証明書について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 神奈川県被災者生活再建支援制度について・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 住まいについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～3
- 4 被災物件の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 5 税金等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4～P 7
- 6 国民健康保険証等の再交付について・・・・・・・・・・・・ P 7～P 8
- 7 教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

**【問い合わせ先】**

小田原市役所 各担当課 TEL 33-1300 (代表)

※受付時間は平日の午前8時30分～午後5時です。(年末年始を除く)

**【お知らせの作成担当課】**

防災部防災対策課 TEL 33-1855 (直通)

## 被災者に対するお知らせ【地震・風水害等の自然災害(以下、災害という。)]

### 1 り災証明書・り災届出証明書について

税の減免や保険の申請などを行う場合、り災証明書やり災届出証明書が必要となることがあります。証明書の申請手続については、担当課へご連絡ください。

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
□ り災証明書・り災届出証明書の交付申請	<p>・り災証明 災害による住家（家屋等）の被害について、その事実を市が確認することができる場合に、住家等の被害の程度について証明するものです。</p> <p>・り災届出証明 り災したものが自動車や家財などの動産の場合、又は、不動産で被害程度の判定が不要な場合に、その事実を市長に届け出たことを証明するものです。</p> <p>（証明の申請） り災証明・り災届出証明申請書に必要書類を添えて、申請してください。 詳しくは、担当課にご相談ください。</p>	防災対策課 ☎33-1855	<p>被害の状況がわかる写真・（必要に応じて）修理費用の請求書、領収書、見積書など</p> <p>本人確認（代理人の本人確認）書類 運転免許証など</p> <p>代理人の場合は委任状</p>

### 2 神奈川県被災者生活再建支援制度について

担当課へご連絡ください。

項 目	内 容	担 当 課
□ 神奈川県被災者生活再建支援金の給付	<p>神奈川県が令和元年台風15号及び台風19号において、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための独自の制度を創設しました。</p> <p>【対象となる世帯】 り災証明書を発行し、半壊・大規模半壊・全壊の被害認定を受け、要件をみたす世帯</p> <p>【支給額】 基礎支援金：最大100万円 加算支援金：最大200万円</p> <p>【申請期限】 基礎支援金：令和2年11月11日まで 加算支援金：令和4年11月11日まで</p> <p>※詳しくは担当課へご相談いただくか小田原市もしくは神奈川県のホームページをご覧ください。</p>	福祉政策課 ☎33-1863

### 3 住まいについて

担当課へご相談ください。

項	目	内 容	担 当 課	必要書類
□	災害救助法に基づく 「住宅の応急修理制 度」「住宅障害物（土 石等）の除去制度」	<p>災害救助法の適用された災害に対して、日常生活に欠くことのできない部分の修理や障害物の除去に対して補助制度がありますので、ご相談ください。</p> <p><b>【住宅の応急修理 対象者】</b>            (1)以下の全ての要件を満たすかた（世帯）            ①大規模半壊、半壊又は一部損壊（準半壊）の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象となる。            ②応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること            ③応急仮設住宅等を利用しないこと            (2)半壊又は一部損壊（準半壊）の場合は、自らの資力では応急修理をすることができないかた</p> <p><b>【障害物の除去 対象者】</b>            以下の全ての要件を満たすかた（世帯）            ①半壊又は床上浸水の住家被害を受け、当面の日常生活が営み得ない状態にあること。            ②自らの資力では障害物を除去することができないこと            ③対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、障害物の除去を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれること。            ④応急仮設住宅等を利用しないこと</p>	都市政策課 ☎33-1251	り災証明書 その他、必要な書類について、詳しくはお問い合わせください。

□	耐震性の向上等に資する補修工事	<p>自宅の屋根等に被害を受けた方が耐震性の向上等に資する補修工事を実施した場合に、最大30万円の補助が受けられます。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半壊又は一部損壊のり災証明書が交付された住宅の所有者</li> <li>・災害救助法に基づく応急修理制度を利用していないかた</li> <li>・自らの資力のみでは住宅の補修を行うことができないかた</li> </ul> <p><b>【対象工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年9月9日以降に着手したもの（工事が既に完了しているものも対象）</li> <li>・損傷した屋根又は外壁等について耐震性の向上等に資する補修工事</li> <li>・補助対象となる補修工事に要する費用が10万円以上（税込）であるもの</li> <li>・令和2年2月29日（土）までに補修工事が完了するもの</li> </ul>	都市政策課 ☎33-1251	り災証明書  その他、必要な書類について、詳しくはお問い合わせください。
□	床下消毒	台風等の集中豪雨により、床下・床上浸水したときは、衛生害虫の発生を予防するため、希望世帯に対し家屋の床下消毒を実施しています。	環境保護課 ☎33-1486	無し (電話連絡等)
□	建築確認手数料の減免	市長が認める災害の被災者が、自ら居住するための住宅を建築する場合に建築確認手数料等が減免される場合がありますので、確認申請等をされる前にご相談ください。	建築指導課 ☎33-1433	り災証明書
□	独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関する相談	独立行政法人住宅金融支援機構では、被災住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金の融資を行います。	住宅金融支援機構へお問合せください。  お客様コールセンター（災害専用ダイヤル0120-086-353）	

#### 4 被災物件の処分について

災害により発生した被災物件の処分などを行います。担当課へご相談ください。

項	目	内 容	担 当 課	必要書類
□	し尿・浄化槽汚泥のくみ取り	<p>災害によりトイレ（汲取式トイレ、浄化槽）を撤去せざるを得ない状況となった時は、緊急に、し尿・浄化槽汚泥のくみ取りを実施します。</p> <p>※処理手数料については、り災証明書またはり災届出証明書を提出していただければ免除となります。</p>	環境保護課 ☎33-1486	り災証明書 または り災届出証明書

## 5 税金等について

災害により被害を受けた場合、被災状況により税金、保険料、使用料などの減免や手当等の支給制限の解除、特例措置が適用される場合があります。担当課へご相談ください。

### (1) 税金

項目	内容	担当課	必要書類
<input type="checkbox"/> 固定資産税の減免	災害により被害等を受けた場合、被害の程度により、固定資産税が減免される場合がありますのでご相談ください。	資産税課 ☎33-1361	市税減免申請書 印鑑
<input type="checkbox"/> 市県民税の減免	災害により家屋や家財が甚大な被害を受けたため、市県民税の納付が著しく困難になった場合、被害の程度により、市県民税が減免される場合がありますのでご相談ください。 ※被害が家屋全体の10分の3に満たない場合（「一部損壊」及び「半壊」の一部）や、ご自身で加入している保険等で被害が補てんされる場合など、対象にならない場合があります。	市民税課 ☎33-1351	市税減免申請書 印鑑 り災証明書 (市で確認できる場合は不要)
<input type="checkbox"/> 納税の相談	災害により被害を受け、市税の納付が困難な場合は、ご相談ください。	市税総務課 ☎33-1345	り災証明書 または り災届出証明書
<input type="checkbox"/> 個人の市県民税に係る雑損控除	市県民税の納税義務者等が、その資産について災害による損失を生じた場合、一定額を総所得金額などから控除することができる場合がありますので、ご相談ください。 ※申告の時期（2月中旬から3月中旬）に手続きしてください。 ※所得税については確定申告が必要です。（軽減・免除制度との選択制となります） 詳しくは小田原税務署（35-4511）にご相談ください。	市民税課 ☎33-1351	災害関連支出の金額の領収を証する書類

### (2) 国民健康保険料

項目	内容	担当課	必要書類
<input type="checkbox"/> 国民健康保険一部負担金の減免	災害により国民健康保険医療費の一部負担金の支払いが困難になったときは、一部負担金が減免される場合がありますのでご相談ください。	保険課 ☎33-1845	り災証明書など（申請内容によりその他証明書等） 印鑑 【本人申請】
<input type="checkbox"/> 国民健康保険料の減免	災害により住宅又は家財に損害を受け、保険料の納付が困難になったときは、保険料が減免される場合がありますのでご相談ください。	保険課 ☎33-1834	り災証明書 印鑑 【本人申請】 ※必要に応じて各種証明書等

(3) 国民年金保険料等

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
□ 国民年金保険料の免除	災害により財産に損害を受け、保険料の納付が困難になったときは、保険料の免除が受けられる場合があります。	保険課 ☎33-1867	本人確認(代理人の本人確認)書類 り災証明書 (年金機構所定の被災状況届が必要な場合があります) 印鑑 代理人が別世帯の場合、委任状
□ 厚生年金保険料等の猶予 (事業主、船舶所有者向け)	災害等により財産に相当な損害を受け、納付者が納付すべき保険料(厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金)の納付が困難となったときは、保険料の納付の猶予を受けることができます。	小田原年金事務所 ☎22-1391	小田原年金事務所へお問い合わせください
□ 年金受給権者の所得制限に伴う支給停止の解除	所得があるために年金の一部又は全部が支給停止されている方で、災害により、住宅、家財又はその他の財産について概ね2分の1以上の損害を受けられたときは、ご本人からの申請に基づき、その損害を受けた月から翌年の7月までの支給停止が行われない場合があります。 【対象となる年金・給付金】 ・20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者(年金コード2650・6350) ・老齢福祉年金の受給権者 ・特別障害給付金の受給資格者	小田原年金事務所 ☎22-1391	小田原年金事務所へお問い合わせください

(4) 後期高齢者医療保険料

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
□ 後期高齢者医療保険一部負担金の減免	災害により医療費の一部負担金の支払いが困難になったときは、一部負担金が減免される場合がありますのでご相談ください。	保険課 ☎33-1843	り災証明書など(申請内容によりその他証明書等) 印鑑 【本人申請】
□ 後期高齢者医療保険料の減免	災害により住宅又は家財に損害を受け、保険料の納付が困難になったときは、保険料が減免される場合がありますのでご相談ください。		り災証明書 印鑑 【本人申請】 ※必要に応じて各種証明書等

(5) 障害福祉サービス利用に係る利用者負担額の減免、特別障害者手当等の支給制限の解除

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
<input type="checkbox"/> 介護給付費、訓練等給付費及び施設訓練等支援に係る利用者負担の減免	障害福祉サービス利用に係る利用者負担額の費用の納入義務者が、災害によりその支払いが困難になった時は、費用額が減免される場合がありますので、ご相談ください。	障がい福祉課 ☎33-1467	
<input type="checkbox"/> 特別障害者手当の支給制限の解除	特別障害者手当又は障害児福祉手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、災害により被害を受けたときは支給停止が解除され、手当が支給される場合がありますので、ご相談ください。	障がい福祉課 ☎33-1467	り災証明書 印鑑
<input type="checkbox"/> 障害児福祉手当の支給制限の解除			

(6) 児童扶養手当等の支給制限の解除

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の支給制限の解除	児童扶養手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、災害により被害を受けたときは支給停止が解除され、手当が支給される場合がありますので、ご相談ください。	子育て政策課 ☎33-1453	り災証明書 印鑑
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の支給制限の解除	特別児童扶養手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、災害により被害を受けたときは支給停止が解除され、手当が支給される場合がありますので、ご相談ください。	障がい福祉課 ☎33-1467	り災証明書 印鑑

(7) 保育料の減免

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
<input type="checkbox"/> 保育料の減免	保育園に入園している児童の世帯の居住用家屋が天災その他の不慮の災害により損害を受けたことにより保育料の負担が困難であると認められるときは、保育料が減免される場合がありますので、ご相談ください。	保育課 ☎33-1451	り災証明書 印鑑

(8) 介護保険料等

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
<input type="checkbox"/> 介護保険料の減免	災害により住宅又は家財に著しい損害を受け、保険料の納付が困難になった場合は、保険料が減免される場合がありますので、ご相談ください。	高齢介護課 ☎33-1827	り災証明書 印鑑

<input type="checkbox"/>	介護保険利用者及び介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額の減免	災害により住宅又は家財に著しい損害を受け、利用者負担額の支払いが困難になった場合について、利用者負担額が減免される場合がありますので、ご相談ください。	高齢介護課 ☎33-1827	り災証明書 印鑑
--------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------	-------------------	-------------

(9) 下水道使用料等

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
<input type="checkbox"/>	下水道使用料の免除	下水道総務課 ☎33-1616	り災証明書 または り災届出証明書 印鑑

(10) 水道料金

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
<input type="checkbox"/>	水道料金の減額	水道局営業課 ☎41-1204	り災証明書 印鑑

6 国民健康保険者証等の再交付について

災害で次の証書等を紛失した場合は、必要書類を担当課でご確認の上、再発行を受けてください。

項 目	担 当 課	必要書類
<input type="checkbox"/>	保険課 ☎33-1845	本人確認書類（運転免許証等）または、り災証明書 印鑑 代理人が別世帯の場合、委任状
国民健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証		
<input type="checkbox"/>		
国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	保険課 ☎33-1843	本人確認書類（運転免許証等）または、り災証明書 代理人の場合、委任状
<input type="checkbox"/>		
国民健康保険特定疾病療養受療証		
<input type="checkbox"/>	保険課 ☎33-1843	本人確認書類（運転免許証等）または、り災証明書 代理人の場合、委任状
後期高齢者医療被保険者証		
<input type="checkbox"/>		
後期高齢者医療限度額適用認定証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	保険課 ☎33-1843	本人確認書類（運転免許証等）または、り災証明書 代理人の場合、委任状
<input type="checkbox"/>		
後期高齢者医療特定疾病療養受療証		

<input type="checkbox"/>	年金手帳 ・第1号被保険者の方は、市又は小田原年金事務所へ ・第2号被保険者の方は、勤務先へ ・第3号被保険者の方は、配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所	保険課 ☎33-1867  小田原年金事務所 ☎22-1391	本人確認（代理人の本人確認）書類 印鑑 代理人が別世帯の場合、委任状
<input type="checkbox"/>	年金証書 ・厚生年金・国民年金の年金証書については、小田原年金事務所へ ・共済年金の年金証書については、交付を受けた団体へ	小田原年金事務所 ☎22-1391	小田原年金事務所へお問い合わせください
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳	健康づくり課 ☎47-4722	マイナンバーカード ※本人以外の申請の場合は、委任状（要押印）と代理人の顔写真つき本人確認書
<input type="checkbox"/>	小児医療証	子育て政策課 ☎33-1453	健康保険被保険者証 印鑑
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等の福祉医療証		
<input type="checkbox"/>	重度障害者の医療証	障がい福祉課 ☎33-1467	健康保険被保険者証 印鑑
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳	障がい福祉課 ☎33-1467	本人又は代理人の申し出による証明証発行 （手帳が再交付されるまでの間、手帳を所持していたことの証明書の交付が受けられます。）
<input type="checkbox"/>	療育手帳		
<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳		
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証	高齢介護課 ☎33-1872	本人確認書類（運転免許証等）

## 7 教育について

項目	内容	担当課
<input type="checkbox"/>	市立小中学校の居住地変更の手続き 市立の小中学校に就学している児童・生徒のいる世帯で、災害により居住地が変更になる時は、手続きが必要となる場合がありますので、ご相談ください。	教育指導課 ☎33-1682